

# 平成22年1月以降の地方厚生(支)局組織の概要

平成22年1月、社会保険庁廃止に伴い、これまで地方社会保険事務局等において実施していた年金関係業務の一部が地方厚生(支)局に移管されることに併せ、地方厚生(支)局に新たな組織体制を構築します。

## 現行の主な事務

- 医療法人、社会福祉法人の認可・指導監督
- 各種養成施設の指定・指導監督
- 各種補助金の執行
- 医師等国家試験監督業務
- 管内の全国健康保険協会支部及び社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督
- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師等に対する指導監査等
- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、施設基準等の等の申請・届出事務
- 柔道整復師の施術に係る受領委任の契約等の締結・登録事務、指導監査等
- 麻薬・覚せい剤等の取締り 等

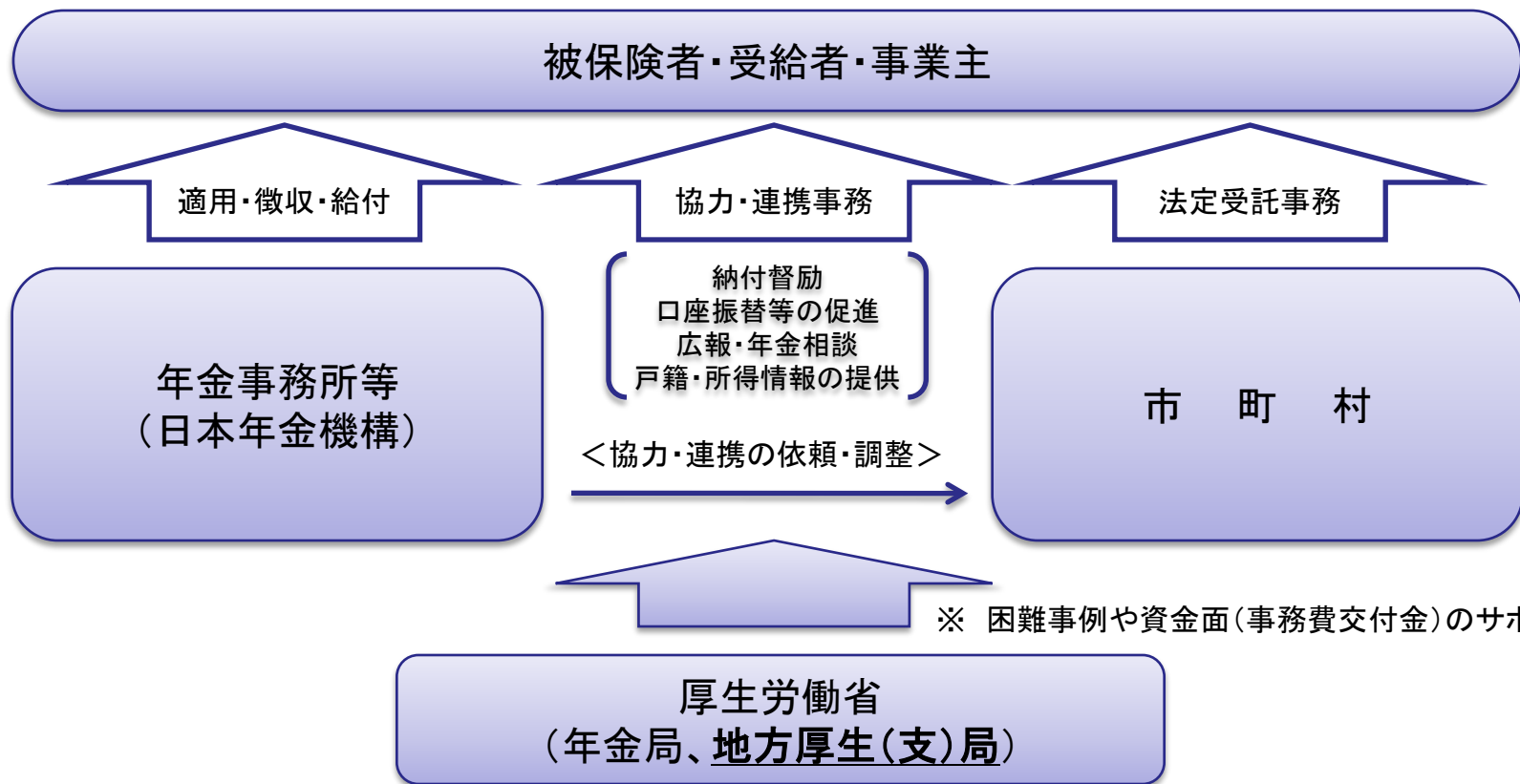
## 22年1月以降新たに移管される事務

- 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可、滞納処分等の結果報告とりまとめ
- 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員、収納職員の認可
- 日本年金機構が行う立入検査等の認可
- 日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況、その結果の報告とりまとめ
- 日本年金機構の行う業務に係る監督
- 社会保険労務士に関すること(社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。)
- 年金委員の委嘱・解嘱
- 市町村に交付する国民年金事務取扱交付金、健康保険事務指定市町村交付金に係る審査事務
- 学生納付特例事務法人の指定、監督
- 保険料納付確認団体の指定、監督、情報提供
- 社会保険審査官事務

# 市町村との関係

- 市町村が実施している国民年金などの「法定受託事務」の内容については、社会保険庁廃止後も、現行と変更はありません。
- また、市町村の「協力・連携事務」についても、引き続き、実施を依頼することとしており、市町村との間での具体的な調整については、年金事務所等が中心となって行うことになります。
  - ※ 戸籍情報や所得情報の提供に関し、市町村の協力を得ることが難しい状況が生じた場合、地方厚生(支)局がサポート。  
(参考) 国民年金法等において、「市町村長は、国から委任を受けた機構に対して、被保険者等の戸籍について、無料で証明を行う」「機構は、官公署に対し、被保険者等の氏名、住所、資産・収入の状況等について、資料の提供等を求める」ことができることとされており、法的には、機構が直接、市町村から提供を受けることは可能。
- なお、市町村への事務費交付金については、今後は厚生労働省(年金局・地方厚生(支)局)から交付されることとなりますが、市町村の「協力連携計画書」の作成等において、年金事務所等が主体的に関わる仕組みを構築する方針としています。 \* 地方厚生(支)局は交付金の申請窓口、協力連携計画書の受領、審査、年金局は交付金の支払いを行います。

〔市町村と地方厚生(支)局等との関わり〕



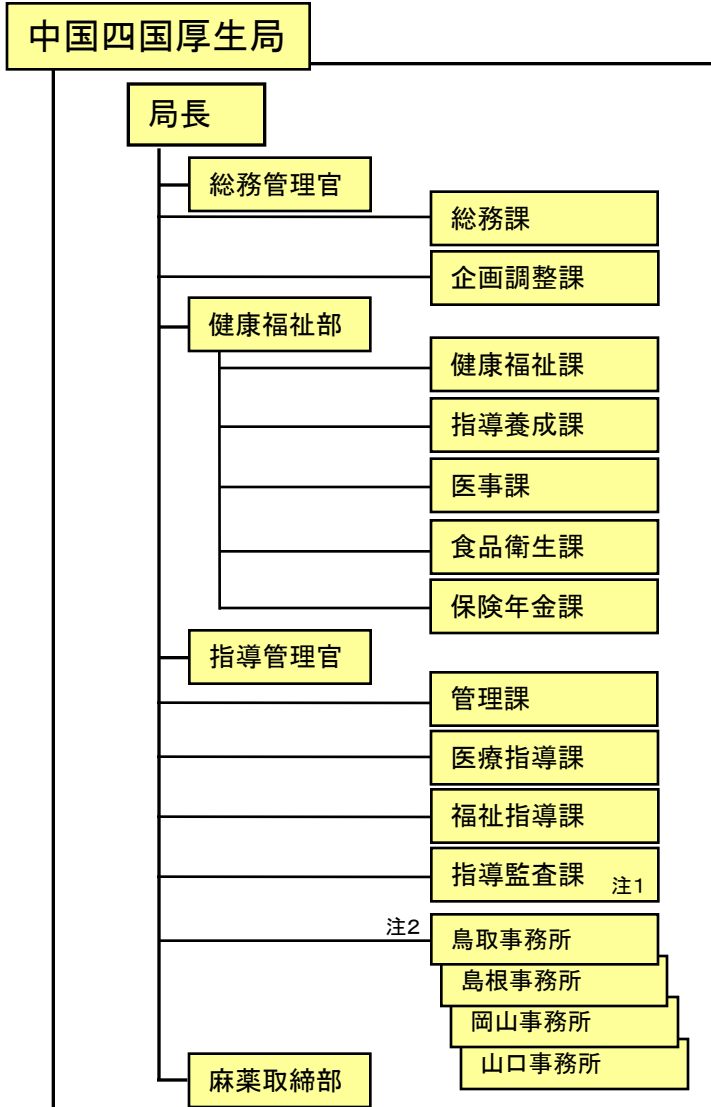
# ○ 社会保険庁廃止に伴う審査請求窓口の変更

- 厚生年金保険法、国民年金法等に基づく審査請求については、社会保険庁廃止後においては、①厚生労働大臣が行った処分に対する審査請求、②日本年金機構が行った処分に対する審査請求となります。
- 上記①及び②のいずれも審査請求先は「社会保険審査官」（現行どおり）ですが、社会保険庁廃止に伴い、審査官が配置される機関については社会保険事務局（47か所）から地方厚生(支)局（8か所）に変更となります。
- 審査請求は、地方厚生(支)局のほか、機構のブロック本部（9か所）や年金事務所（312か所）等 ※を經由して行うこともできます。※全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金など

|                       | 処分者  | 審査請求先                             | 審査請求の窓口   |
|-----------------------|--|-----------------------------------|---|
| これまで<br>(~H21. 12)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険庁長官</li> <li>・社会保険事務局長</li> <li>・社会保険事務所長</li> </ul> | 社会保険審査官<br>(社会保険事務局に配置)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険事務局(47か所)</li> <li>・社会保険事務所(312か所)</li> </ul>   |
| 社会保険庁廃止後<br>(H22. 1~) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>厚生労働大臣</u></li> <li>・<u>日本年金機構</u></li> </ul>         | 社会保険審査官<br>( <u>地方厚生(支)局</u> に配置) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地方厚生(支)局(8か所)</u></li> <li>・<u>機構のブロック本部(9か所)</u></li> <li>・<u>機構の年金事務所(312か所)</u> など</li> </ul> |

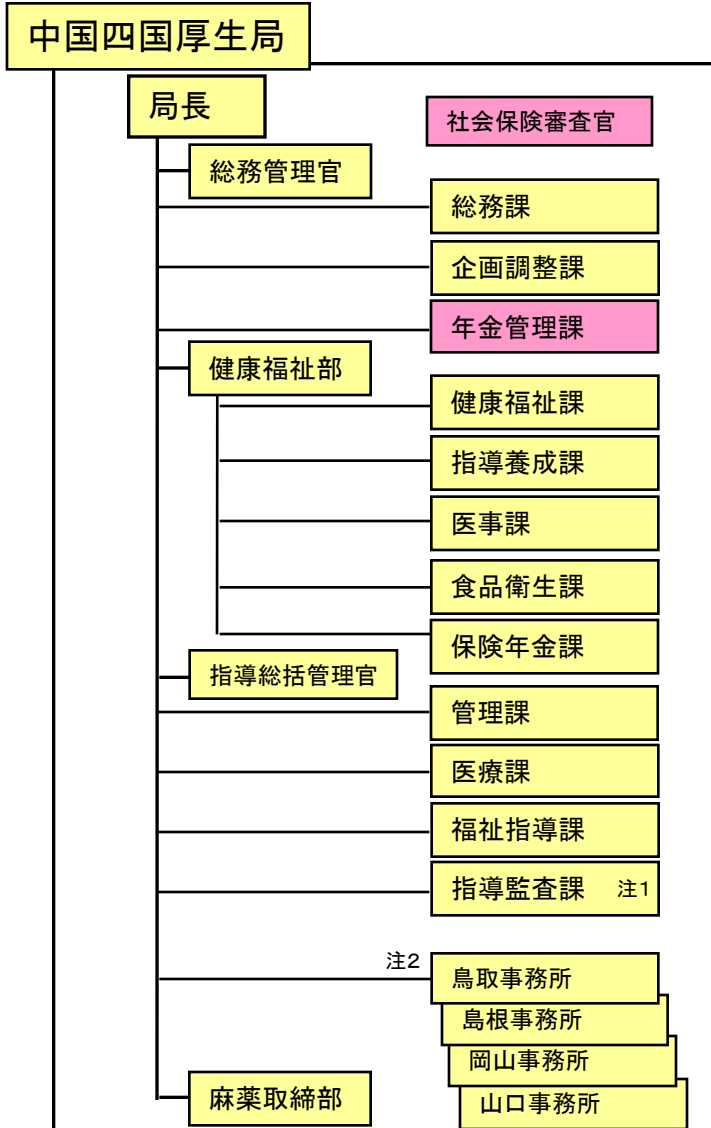
# 平成22年1月からの中国四国厚生局の組織について

## 現行の組織



注1 広島事務所相当  
注2 県庁所在地に設置

## 平成22年1月～



注1 広島事務所相当  
注2 県庁所在地に設置